鹿島市指定給水装置工事事業者の申請（新規・更新）について

**別　紙**

鹿島市指定給水装置工事事業者の申請については、新規も更新も同様に下記の書類に必要事項をもれなくご記入のうえ、添付書類をあわせて鹿島市水道課へ提出してください。

　なお、令和元年１０月１日より水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者は５年ごとの更新が必要となりました。

　また、今回から指定給水装置工事事業者の申請（新規・更新）につきましては、インターネットより電子申請が可能となりました。

鹿島市ホームページ→事業者の方へ→水道→水道工事事業者の方へ→指定給水装置工事事業者の申請（新規・更新）

**提出書類**

➀ 指定給水装置工事事業者指定申請書　…様式第１（水道法施行規則第１８条関係）

裏面は、給水装置工事主任技術者全員を記入する。

➁ 機械器具調書　…別表（水道法施行規則第１８条関係）

　　　　　　　・写真を添付

　　　　　　　・調書下の（注）に従い記入する。

➂ 誓約書 …様式第２（水道法施行規則第１８条及び第３４条関係）

➃ 給水装置工事主任技術者選任・解任届　…様式第３(水道法施行規則２２条関係)

➄ 事業実績がわかる書類（工事経歴書：指名願に準じる）

※　上記の様式は、鹿島市のホームページ（トップページ→くらしのガイド→ダウンロード様式集→水道に関する様式）からダウンロードできます。

【添付する書類】

➅ 申請者が個人の場合・・・住民票の写し

※住民票の写しは、鹿島市が「住民基本台帳ネットワークシステム」で本人確認情報の　提供を受けることに同意いただける場合は、添付不要です。（住民基本台帳法第３０条の１５台１項第1号、別表５第７の７）

　申請者が法人の場合・・・定款の写し

※従来必要だった登記事項証明書の提出は、令和５年５月２９日から不要になりました。鹿島市が「登記情報連携システム」で登記事項を確認します。（デジタル手続法第11条）

　 （法人・個人共通）　・主任技術者免状の写し

➆ 事業所の営業日数時間等がわかる書類（様式指定なし、任意で可）

➇ 給水装置工事主任技術者免状の写し

※　申請の際に指定給水装置工事事業者手数料として１０，０００円を納付してください。

お問い合わせ先：鹿島市水道課　管理係　℡０９５４－６２－３７１８

指定の基準（鹿島市水道事業指定給水装置工事事業者規程第４条）

1. 給水装置工事主任技術者(水道法第２５条の４第１項の規定により選任)を置くこと。

２．次に掲げる機械器具を有すること。

ア　金切り鋸その他これと同等以上の機能を有する管の切断用の機械若しくは工具

イ　ヤスリ及びねじり切り機又はこれらと同等以上の機能を有する管の加工用の機械若しくは工具

ウ　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ　水圧テストポンプ

３．次のいずれにも該当しない者であること。

ア　精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

イ　破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ　法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

エ　第１３条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

オ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ　法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの